

賃貸借契約書（案）

委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）
とは、福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借について、次のとおり
契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、住民基本台帳ネットワークシステム都道府県代表端末等の使用に際し、機器等（代表端末（サーバ）、業務端末、ファイアウォール、ネットワーク機器等、プログラムプロダクト、マニュアルを含む）の調達、設定、移行作業及び保守作業を実施することで、システムの安定稼働を実現することを目的とする。

（契約の内容）

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 この契約の賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（賃借料）

第5条 甲が乙に支払う機器等の賃借料の総額は、下記のとおりとし、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77、第72条の82及び第72条の83に基づく消費税額（消費税及び地方消費税。それぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を加算した額とする。

総額

円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円）

2 月額賃借料は、別表「月額賃借料金表」のとおりとする。

（賃借料の支払）

第6条 乙は、四半期毎に前四半期分の賃借料の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受領した日から30日以内に、乙に対して賃借料を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による賃貸借料の支払いが遅延した場合は、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。なお、この遅延利息は年365日として計算するものとする。

(契約保証金)

第7条 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第228条第1項の規定により乙は、契約保証金として、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は財務規則第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(機器等の引渡し)

第8条 乙は仕様書に示す機器の設定、ソフトウェアのインストール等を行い、仕様書に示す機器等の設置場所(以下、「設置場所」という。)に搬入し、機器の接続、動作調整及び前サーバからのデータ移行等を完了し、令和7年10月1日から稼働開始できる状態とした上で甲に引き渡すものとする。

(機器等の輸送経費)

第9条 乙は、甲が乙に機器等を返還するために要する輸送料及びその他一切の輸送諸経費を負担するものとする。

(機器等の変更・改造)

第10条 甲は、機器等の一部を変更し又は改造する必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

2 機器の変更又は改造によって契約内容を改定する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、契約締結後であっても、機器等の運用及び操作について仕様書の内容に適合しないもの(以下「不適合」という。)が判明した場合は、その不適合が甲の指示によって生じたときを除き(ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。)、乙の責任及び負担において速やかに修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下「履行の追完」という。)を行うものとする。

2 甲は、前項の場合において、履行の追完に加えて、当該不適合により通常生ずべき損害の賠償を求めることができる。また、履行の追完をおこなってもなお生じる損害に対しても同様とする。

3 甲は、第1項に規定する履行の追完に代えて、乙に対し、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。

4 前3項の規定は、第21条の規定による契約の解除を妨げない。

5 第1項の規定による履行の追完の請求、第2項の規定による損害賠償の請求、第3項の規定による契約金額の減額の請求及び第21条の規定による契約の解除は、引渡しを受けた日から1年以内にこれを行う。

(賃貸借機器等の表示)

第12条 乙は、機器にその賃貸借機器であることの表示等を付することができる。

(機器等の保管・使用)

第13条 甲は、機器等をその本来の用法に反して使用しない。

2 甲は、機器等の保管及び使用に当たり、その設置場所、使用時間、使用方法等について善良な管理者としての注意を払うものとする。

(機器等の保守)

第14条 乙は、甲が借り受ける機器等が故障等の理由により使用不能となった旨通知があったときは、直ちに機器等の補修を行わなければならない。

2 前項に規定する補修に必要な経費は、第5条に定める賃借料に含まれるものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその必要が生じたときは、この限りでない。

3 機器等の保守詳細については、別紙「仕様書」によるものとする。

(機器等の点検)

第15条 乙又は乙の代理人は、機器等の設置場所に立ち入り、機器等の現状、運転・保管状況を点検できるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙はこの契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(再委託の制限)

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て委託業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

(資料等の返還等)

第18条 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時等における報告)

第19条 乙は、この契約の履行に支障が生じる事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故発生の原因の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

2 乙は、前項の事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(禁止行為等)

第20条 甲は、事前に乙の承諾なくしては、次に掲げる行為をすることができない。

(1) 第三者に対してこの契約に基づく権利を譲渡し又は機器等を使用させることができない。

(2) 機器等に表示してある第12条の表示を取り外すこと。

(3) 機器等を設置場所から移動すること。

2 甲は、機器等を他に譲渡したり、担保権の設定等、乙の権利を侵害する行為をしてはならない。

- 3 第三者が機器等について権利を主張したり、保全処分や強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、機器等が乙の所有機器等であることを主張証明して、その侵害を防ぎ、直ちにその事情を乙に通知する。

(契約の解除)

第21条 甲又は乙が、この契約及び仕様書に示す事項について、全部又は一部を履行しないときは、甲又は乙は、この契約を解除することができる。

- 2 天災、その他やむを得ない事由により、この契約及び仕様書に示す事項を履行することができない場合は、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が一から五までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 契約の相手方が、一から五までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 4 前3項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責めを負わない。

(契約が解除された場合等の違約金等)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 8 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第 2 3 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 1 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 1 0 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（1） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 4 9 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 6 2 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、確定したとき。

（3） 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約終了時の措置）

第 2 4 条 賃貸借契約満了時の機器等の返還等は以下のとおりとする。

（1） 賃貸借期間が満了したときは、甲は機器等を引渡しの状態に復して乙に返還するものとする。

（2） 機器等返還時に機器等が損傷その他により常態と異なる場合には、甲は修理の費用を負担する。ただし、乙が認めた場合と通常の損耗は除くものとする。

- 2 賃貸借期間の満了後も甲が引き続き機器等の借受けを希望する場合には、甲は賃貸借期間満了の 1 箇月前までに乙に申し出るものとし、その条件は、別途甲乙協議して定めるものとする。

（機器等の滅失・損傷等）

第 2 5 条 機器等の返還までに生じた機器等の盗難、滅失、損傷等についての危険は、甲の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲が負担する。ただし、通常の損耗は除く。

2 機器等が盗難に遭い若しくは滅失し（所有権の侵害を含む。）、又は修理不能の損傷を受けた場合、その損害の程度に応じ甲乙協議のうえ損害賠償金を定め、甲は乙に対して定めた損害賠償金を遅滞なく支払うものとする。

ただし、乙が次条の保険金を受領したときは、その金額を限度として甲は損害賠償金の支払を免れるものとする。

3 甲が、前項により損害賠償金を支払ったときは、この契約は終了するものとし、乙は現状の姿のまま機器等の所有権を甲に移転し、又は第三者に対する乙の権利を譲渡する。

（保険契約）

第26条 乙は、機器等について、乙を被保険者とする動産総合保険（火災、地震、電氣的機械的事故又は不担保）を乙の選定する保険会社と締結し、賃貸借期間中これを継続する。

2 前項の保険料は乙が負担する。

3 機器等に保険事故が発生したときは、甲は直ちにそのことを乙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅延なく乙に交付するものとする。

（契約書作成の費用）

第27条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

（受託者の義務）

第28条 乙は、本件業務の履行について法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。

2 乙は、その使用人に対し、労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

（特約条項）

第29条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第30条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

（甲） 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀雅雄

（乙） 受託者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第 9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。